

【補足説明】

行政費用に係る補足説明

金融庁が定める監督指針等において、監督上の着眼点として、この規制と同等の内容を示しており、金融庁が日常の検査・監督を通じ、銀行等が今回の改正案に相当する措置を講じているかどうかを確認し、不備が認められた場合には改善を促しているところである。

行政としては、これまで監督指針等に基づき確認していた事項を、改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号。以下「新法」という。）の施行後は法律の規定に基づき引き続き確認することとなるものであり、確認する事項に変化は無いことから、新法の施行に伴い、追加的に発生する行政費用は極めて限定的と見込まれる。